

ロシア連邦
連邦法

連邦法「国防および国家安全の保障にとって戦略的な意義を有する事業体に対する外国投資の
実施の手順について」および特定のロシア連邦の法令の改正、ならびに
連邦法「ロシア連邦における外国投資について」第6条第10項第8号および第9号の失効認定について

国家院（下院）採択 2026年2月26日

連邦院（上院）承認 2026年3月4日

第1条

2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防および国家安全の保障にとって戦略的な意義を有する事業体に対する外国投資の実施の手順について」（ロシア連邦法令集、2008、No. 18、掲載番号1940；2011、No. 27、掲載番号3880；No. 47、掲載番号6612；2014、No. 6、掲載番号566；No. 11、掲載番号1094；No. 45、掲載番号6153；2017、No. 27、掲載番号3952；No. 30、掲載番号4445；2018、No. 23、掲載番号3229；No. 49、掲載番号7523；2020、No. 31、掲載番号5014；2021、No. 11、掲載番号1705；No. 27、掲載番号5167、5180；2022、No. 16、掲載番号2594；No. 27、掲載番号4631；No. 41、掲載番号6951；No. 50、掲載番号8792；2023、No. 1、掲載番号24；No. 14、掲載番号2384；No. 18、掲載番号3216；2024、No. 49、掲載番号7437；2025、No. 26、掲載番号3495）に以下の変更を加える：

1) 第1条において、「国防および国家安全の保障にとって戦略的な意義を有する事業体」という文言のあとに「および（または）国家もしくは地方自治体の所有下にあり、国防および国家安全の保障にとって戦略的な意義を有する、本連邦第6条に掲げる事業への従事に用いられる主要な生産用固定資産に該当する財産（以下、「国家または地方自治体の所有下にある財産」）という文言を追加する；

2) 第2条において：

a) 第1項において、「国防および国家安全の保障にとって戦略的な意義を有する」という文言のあとに「および（または）国家もしくは地方自治体の所有下にある財産」という文言を追加し、「証券取引所」という文言から「証券」という文言を削除する；

b) 第1項の1において、「航空安全の保障にかかわる事業に従事する.... 連邦航空規則の要求事項に」という文言を「国防および国家安全の保障にとって戦略的な意義を有する、本連邦法第6条に掲げる事業のうちの少なくとも一つへの従事に必要とされる要求事項」という文言に変更する；

c) 以下を内容とする第1項の2を追加する：

「1の2. 国防および国家安全の保障にとって戦略的な意義を有する事業体に関する本連邦法の条項は、国防および国家安全の保障にとって戦略的な意義を有する、本連邦第6条に掲げる事業のうちの一つに従事する非営利団体に対しても、結果として外国投資家またはそのグループが当該非営利団体に対する支配権を確立することになる取引その他の行為、ならびに当該の非営利団体の財産であって主要な生産用固定資産に該当するもの、およびその価額が当該の非営利団体の直近の会計報告日時点で算定した会計（財務）報告書上の簿価の25%以上に相当するものの所有権、占有権または使用権を取得することを定める取引

が当該外国投資家またはそのグループに属する法人もしくは自然人によって行われる場合には、これを適用し、かつ、外国投資家またはそのグループの支配下であり、本連邦法第7条第6項または第7項が定める行為の実施を予定している非営利団体に対しても、これを適用する。非営利団体に対する外国投資家もしくはそのグループの支配権が成立していること、または非営利団体が外国投資家またはそのグループの支配下にあることは、本連邦法第5条第1項および第3項に掲げる条件の存在によって確認される；」；

d) 第2項に「、および（または）国家もしくは地方自治体の所有下にある財産」という文言を追加する；

e) 第6項に以下を内容とする複数の文を追加する：

「ロシア連邦の国際条約の規定にもとづいて下された国家間機関の決定のうち、ロシア連邦憲法に抵触する解釈にもとづいて行われたものは、ロシア連邦において執行されない。当該の抵触の有無は連邦憲法が定める手順にしたがって確認することができる。」；

3) 第3条において：

a) 第1項第2号に「、またはこれらの事業のうちの少なくとも一つへの従事に必要とされるライセンス、認可証明書、適合証明書を有するもの」という文言を追加する；

b) 第2項第3号を以下の版に変更する：

「3) ロシア連邦領内に設立されたものを含め、本連邦法第5条第1項および第2項の規定に照らして外国投資家またはそのグループの支配下にあるとされるか、または本連邦法第5条第2項の1の規定に照らして外国投資家の支配下にあるとされる組織；」；

4) 第4条において：

a) 第1項において、「、当該の事業体の財産を取得することを定める、」という文言を削除する；

b) 第4項において、「当該の事業体に対する」という文言のあとに「、この外国投資家が、ロシア連邦政府が承認した規則にしたがって、自らの受益者、実質的支配者および支配権者に関する情報を管轄機関に提出することを条件として」という文言を追加する；

5) 第6条において：

a) 第1項において「および現象」という文言を削除する；

b) 第2項を失効したものと認める；

c) 以下を内容とする第39の1～第30の3項を追加する：

「39の1) 連邦的意義を有する地下資源鉱区に該当せず、ロシア連邦構成主体のうちの一つの領域内、またはロシア連邦構成主体のうち二つおよび三つ以上の領域内に所在し、かつ次のものが賦存する地下資源鉱区の利用：

a) 2006年1月1日以降の有用鉱物埋蔵量国家バランスシートのデータで以下に該当する鉱床：

原油可採埋蔵量が5,000万～7,000万 t までの鉱床；

ガス埋蔵量が300億～500億m³までの鉱床；

金の埋蔵量が30～50 t までの一次（原生）鉱床；

銅の埋蔵量が30万～50万 t までの鉱床；

b) 国家有用鉱物鉱床・鉱徴台帳の情報にもとづく、ウラン、特に純度の高い石英原料、イットリウム族

レアアース、ニッケル、コバルト、タンタル、ニオブ、ベリリウム、ダイヤモンド（漂砂鉱床をのぞく）、リチウム（鹹水型資源をのぞく）、白金族元素（漂砂鉱床をのぞく）のそれぞれの鉱徴；

39の2) 連邦的意義を有する地下資源鉱区に該当しない地下資源鉱区の利用。ただし、当該の地下資源鉱区を利用する事業者が単独の者の支配下にあり、2006年1月1日以降の国家有用鉱物鉱床・鉱徴台帳のデータによる当該鉱区の有用鉱物合計可採埋蔵量が、原油7,000万t以上、もしくはガス500億m³以上、もしくは銅50万t以上であるか、または2006年1月1日以降の有用鉱物埋蔵量国家バランスシートのデータによる当該鉱区の一次（原生）鉱床の金の合計埋蔵量が50t以上である場合；

39の3) 地方水準地下資源鉱区に該当しておらず、かつ地下水が賦存する地下資源鉱区であって、当該地下水が飲料水および産業・生活用水として用いられており、その採取量が1昼夜に3,000m³以上であるものの利用。ただし、その地下水の採取が、処理、調製、精製および（または）容器詰め後に販売することを目的として行われている場合；」；

d) 以下を内容とする第40号の1および第40号の2を追加する：

「40の1) 事業主体による魚介製品製造業への従事。ただし、当該事業主体がこの事業から得る収益が、直近の暦年中におけるその収益総額の50%以上に相当し、さらに直近の会計報告日時点で算定した当該事業主体およびそのグループの会計（財務）報告書上のデータによる資産総額が8億ルーブルを上回っている場合；

40の2) 遡河性魚種（太平洋サケマス類）の放流再捕型養殖漁業；」；

6) 第7条において：

a) 第1項の1に「、および国家もしくは地方自治体の所有下にある財産」という文言を追加する：

b) 第2項第3号に「、および（または）国家もしくは地方自治体の所有下にある財産」という文言を追加する；

c) 第6項において、「、ならびに、本連邦法第17条の1第6項にもとづくロシア連邦政府の決定にしたがって行われる連邦的意義を有する地下資源鉱区の利用権の移転の場合」という文言を削除する；

d) 第7項において、「外国投資家またはそのグループの支配下にある」という文言のあとに「本連邦法第5条第3項に示す意味において」という文言を追加する；

e) 以下を内容とする第8項を追加する：

「8. 次の場合もまた、本連邦法が定める手順にもとづく合意の対象とする：

1) 1992年2月21日付連邦法第2395-I号「地下資源について」第17条の1第1項が定める事由にもとづいて連邦的意義を有する地下資源鉱区の利用権が移転する法人に出資している外国投資家またはそのグループが：

a) 当該法人の定款（拠出）資本金の一部をなす議決権付き株式（持分）にもとづく議決権総数の10%超を直接または間接に処分する権利（財産信託管理契約、共同事業契約、委任契約にもとづいて、もしくはその他の取引の結果として、またはその他の根拠にもとづく場合を含む）を有する；

b) 契約またはその他の根拠にもとづいて、当該法人による企業活動実施への従事の条件を含めて、当該法人が採択する決議を左右する権利を有する；

c) 当該法人の単独執行機関および（または）合議制執行機関のメンバーの10%超を任命する権利を有し、および（または）当該法人の取締役会（監査役会）もしくはその他の合議制管理機関のメンバーの10%超を無条件で選出することができる；

2) 本連邦法第6条第39項の1または第39項の3に掲げる地下資源鉱区、または本連邦法第6条第39項の2に掲げる地下資源鉱区に該当する地下資源鉱区の利用権が、1992年2月21日付連邦法第2395-I号「地下資源について」第17条の1第1項が定める事由にもとづいて、外国投資家またはそのグループの支配下にある法人に移転される場合；

3) 1992年2月21日付連邦法第2395-I号「地下資源について」第17条の1第1項第6号～第9号が定める事由にもとづいて連邦的意義を有する地下資源鉱区の利用権を取得した戦略的な意義を有する事業体に対して、取引その他の行為が行われ、当該の取引その他の行為の結果として外国投資家またはそのグループが、本項「a」号、「b」号または「c」号が定める権利を取得する場合。」；

7) 第8条第2項において；

a) 第9号を以下の版に変更する；

「9) 請願人の受益者、実質的支配者、請願人に対する支配権を有する者について、および請願人が支配下にあるとみなすための条件についての情報が含まれる文書；」；

b) 以下を内容とする第11号の1を追加する；

「11の1) 取引における譲渡側当事者の受益者、実質的支配者、取引における譲渡側当事者に対する支配権を有する者、および取引における譲渡側当事者が支配下にあるとみなすための条件（事業体の定款資本金の一部をなす株式〔持分〕の取得を定める取引が実行される場合）に関する情報が記載されている文書」；

c) 第12号において、「本連邦法（の．．．．．に掲げる取引）」という文言のあとに「戦略的な意義を有する事業体の財産の取得を定める」という文言を追加する；

d) 第13号において、「本連邦法」（の．．．．．に掲げる取引）」という文言のあとに「戦略的な意義を有する事業体の財産の取得を定める」という文言を追加する；

8) 第11条第1項第2号を以下の版に変更する；

「2) 水棲生物資源採取（捕獲）権の提供につながる取引の実行および（もしくは）決定書の取得に対する事前合意を含む、取引に対する事前合意に関するもの、または、本連邦法第12条が定める義務を請願人が確実に履行する旨の請願人との間の協定が存在する場合にかぎり、支配権（ライセンスを交付する機関〔組織〕に対してライセンスの取得もしくはライセンス登録簿における記載事項の変更を求める申請を行う事業体、または認可証明書を交付する機関に対して認可証明書の取得もしくは再発行を求める申請を行う事業体、または適合証明書を交付する機関に対して適合証明書の取得もしくは再発行を求める事業体のそれぞれに対する支配権を含む）の成立に対する合意に関するもの；」；

9) 第14条に以下を内容とする第1項の1および第1項の2を追加する；

「1の1. 外国投資家またはそのグループは、ライセンスを交付する機関（組織）が下したライセンスを交付する旨の決定のもととなった申立てを同機関に提出した事業体、または同機関が下したライセンス登録簿記載事項の変更を行う旨の決定のもととなった申請書を同機関に提出した事業体、または認可証明書を交付する機関が下した認可証明書の交付もしくは再発行を行う決定のもととなった申請書を同機関に提出した事業体、または適合証明書を交付する機関が下した適合証明書の交付を行う旨の決定のもととなる申請書を同機関に提出した事業体につき、その定款資本金の一部をなす株式（持分）の5%以上を自らが保有しているという情報を、これらの決定が下された結果として当該事業体が戦略的な意義を有する事業体と認められることになり、かつこれらの外国投資家またはそのグループが当該事業体に対する支配権を有さないのであれば、当該ロシア連邦政府が定めた手順にしたがって管轄機関に提出しなければならない。

1の2. 外国投資家またはそのグループは、水棲生物資源採取（捕獲）権の提供につながる取引の実行お

よび（または）決定書の取得の結果として水棲生物資源採取（捕獲）権を付与された事業体の定款資本金の一部をなす株式（持分）の5%以上を自らが保有しているという情報を、これら外国投資家またはそのグループが当該事業体に対する支配権を有さない場合、ロシア連邦政府が定めた手順にしたがって管轄機関に提出しなければならない。」；

10) 第15条において：

a) 第5項の1において、「管轄機関による確定」という文言のあと（前）*エラー! ブックマークが定義されていません。*に「本連邦法第7条第8項第1号または第2号の要求事項に違反して地下資源鉦区利用権が移転された事実の」という文言を追加する；

b) 第5項の7において「、ならびに本連邦法第17条の1第6項にもとづくロシア連邦政府の決定にしたがって行われる連邦的意義を有する地下資源鉦区利用権の移転にあたって発生する諸関係に対して」という文言を削除する；

c) 以下を内容とする第5項の17を追加する：

「5の17 本条第5項の8に掲げる管轄機関の判定書の対象である事業体の定款資本金の一部をなす議決権付き株式（持分）の75%超が、裁判所の決定にもとづいてロシア連邦の国庫に没収されたか、または無償でロシア連邦の所有に引き渡された場合、当該の事業体との間に締結され、裁判所が無効な取引と認定した契約が定めていた水棲生物資源採取（捕獲）権、または、漁業を管轄する連邦行政機関、その地方機関もしくはロシア連邦構成主体行政機関が、本条第5項の13および第5項の14にしたがって当該契約書の破棄に関する決定を下した、および（もしくは）それに関する通知書を送付したことの結果として停止された水棲生物資源採取（捕獲）権は、上記の株式（持分）がロシア連邦の法の定める手順にしたがってロシア連邦の所有に移転された旨の情報が、連邦資産の管理を担当する連邦行政機関から、漁業を管轄する連邦行政機関、その地方機関および（もしくは）ロシア連邦構成主体行政機関に到着した日から10日以内に、競争入札を実施することなく、当該の国家機関がその権限にもとづき、2004年12月20日付連邦法第166-FZ号「漁業および水生生物資源保護について」にしたがって、これを当該の事業体に引き渡す。」。

第2条

1992年2月21日付ロシア連邦法第2395-I号「地下資源について」（1995年3月3日付連邦法第27-FZ号による改訂版）（ロシア連邦代議員会議およびロシア連邦最高会議公報、1992、No. 16、掲載番号834；ロシア連邦法令集、1995、No. 10、掲載番号823；2021、No. 18、掲載番号3067；2022、No. 27、掲載番号4619；2024、No. 1、掲載番号37）第17条の1に以下の変更を加える：

1) 以下を内容とする第6項を新たに追加する：

「本法に別段の規定のないかぎり、2008年4月29日付連邦法第57-FZ号『国防および国家安全の保障にとって戦略的な意義を有する事業体に対する外国投資の実施の手順について』第6条第39項の1もしくは第39項の3に掲げる地下資源鉦区、または同連邦法第6条第39項の2に掲げる地下資源鉦区に該当する地下資源鉦区の利用権を、本条第1項が定める事由にもとづいて、外国投資家または当該外国投資家が属するグループの支配下にある、ロシアの法にしたがって設立された法人に移転することは、これを禁じる。当該の法人が外国投資家または当該外国投資家が属するグループの支配下にあることは、同連邦法第5条第1項～第2項の2が定める条件の存在によって確定される。」；

2) 第6項を第7項とみなし、以下の版に変更する：

「連邦的意義を有する地下資源鉦区の利用権の本条第5項に掲げる者に対する移転、および本条第6項に掲げる地下資源鉦区の利用権の本条第6項に掲げる者に対する移転は、ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会が2008年4月29日付連邦法第57-FZ号『国防および国家安全の保障にとって戦略的な意義を有

する事業体に対する外国投資の実施の手順について』が定める手順にしたがって与える地下資源利用権の移転を可能とすることに対する事前合意が存在する場合には、許容される。」；

3) 第7項を第8項とみなす；

4) 以下を内容とする第9項を追加する：

「本条第1項第6号～第9号が定める事由にもとづいて連邦的意義を有する地下資源鉱区の利用権を取得した企業活動主体に関して外国投資家または当該外国投資が属するグループが行う取引で、当該外国投資家または当該外国投資家が属するグループが本条第5項第1号、第2号または第3号が定める権利を当該事業主体に関して取得することにつながるものは、ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会が2008年4月29日付連邦法第57-FZ号『国防および国家安全の保障にとって戦略的な意義を有する事業体に対する外国投資の実施の手順について』が定める手順にしたがって与える事前合意の対象となる。」；

第3条

1995年8月17日付連邦法第147-FZ号「自然独占体について」（ロシア連邦法令集、1995、No. 34、掲載番号3426；2021、No. 24、掲載番号4188；2024、No. 33、掲載番号4928）第7条第3項に、以下を内容とする第7段落～第10段落を追加する：

「請願書で申し立てられた取引その他の行為が、2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防および国家安全の保障にとって戦略的な意義を有する事業体に対する外国投資の実施の手順について」にもとづく事前合意の対象とされている場合、自然独占体の規制を行う機関は、当該請願書の受領日から30日以内に、その審査の期限を当該取引その他の行為に関する決定が同連邦法にしたがって下される日まで延長する旨の決定を下し、合わせて請願人に対して、請願書審査期限の延長に関する決定を下した旨を通知する。請願書審査期限の延長に関する決定を下した旨の通知を受領した日から3カ月以内に、請願人が、上記の連邦法が定める手順にしたがって、請願書で申し立てた取引その他の行為に対する事前合意を求める請願書を提出しなかった場合（当該取引その他の行為が当該連邦法にもとづく事前同意の対象とされている場合）、自然独占体の規制を行う機関は、当該の請願を却下する旨の決定を下す。

請願書で申し立てられた取引が、1999年7月9日付連邦法第160-FZ号「ロシア連邦における外国投資について」第6条第3項にもとづく事前合意の対象とされている場合、自然独占体の規制を行う機関は、当該請願書受領日から30日以内に、その審査の期限を当該取引に対する事前合意を求める請願書の返却に関する決定が同連邦法第6条第4項にしたがって当該取引に関して下される日まで延長する旨の決定を下し、合わせて請願人に対して、請願書審査期限を延長する決定を下した旨を通知する。

請願書で申し立てられた取引が、1999年7月9日付連邦法第160-FZ号「ロシア連邦における外国投資について」第6条にもとづいて下された「ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会」（以下、本条においては「政府委員会」）議長の決定によって、2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防および国家安全の保障にとって戦略的な意義を有する事業体に対する外国投資の実施の手順について」が定める手順にもとづく政府委員会による事前合意の対象とされる場合、自然独占体の規制を行う機関は、当該請願書の審査の期限を、当該取引その他の行為に関する決定が2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防および国家安全の保障にとって戦略的な意義を有する事業体に対する外国投資の実施の手順について」にしたがって下される日まで延長する旨の決定を下し、合わせて請願人に対して、請願書審査期限を延長する決定を下した旨の通知を、1999年7月9日付連邦法第160-FZ号「ロシア連邦における外国投資について」第6条第6項が定める政府委員会議長決定の受領日から3労働日以内に行う。請願人が、請願書審査期限を延長する決定を下した旨の通知、および1999年7月9日付連邦法第160-FZ号「ロシア連邦における外国投資について」第6条第11項が定める、当該取引に対する政府委員会による事前合意の必要性に関する通知の受領日から3カ月以内に、2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防および国家安全の保障にとって戦略的な意義を有する事業体対

する外国投資の実施の手順について」が定める手順にしたがって、請願書で申し立てた取引に対する事前合意を求める請願書を提出しなかった場合、自然独占体の規制を行う機関は、当該の請願を却下する旨の決定を下す。

請願書で申し立てられた取引その他の行為（請願書で申し立てられた取引であって、1999年7月9日付連邦法第160-FZ号「ロシア連邦における外国投資について」第6条にもとづいて下される政府委員会議長決定によって事前合意の対象とされるものを含む）に対して、2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防および国家安全の保障にとって戦略的な意義を有する事業体に対する外国投資の実施の手順について」にしたがって、事前合意を拒否する旨の決定が下された場合、自然独占体の規制を行う機関は、当該の請願を却下する旨の決定を下す。」。

第4条

1999年7月9日付連邦法第160-FZ号「ロシア連邦における外国投資について」（ロシア連邦法令集、1999、No. 28、掲載番号3493）第6条第10項の第8号および第9号を失効したものと認める。

第5条

2004年12月20日付連邦法第166-FZ号「漁業および水棲生物資源保護について」（ロシア連邦法令集、2004、No. 52、掲載番号5270；2007、No. 50、掲載番号6246；2011、No. 1、掲載番号32；2014、No. 45、掲載番号6153；2021、No. 27、掲載番号5167；2023、No. 1、掲載番号24）第11条に、以下を内容とする第4項を追加する：

「4. 2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防および国家安全の保障にとって戦略的な意義を有する事業体に対する外国投資の実施の手順について」第15条第5項の8に掲げる管轄機関の判定書の対象である事業体の定款資本金の一部をなす議決権付き株式（持分）の75%超が、裁判所の決定にもとづいてロシア連邦の国庫に没収されたか、または無償でロシア連邦の所有に引き渡された場合、当該の事業体との間に締結され、裁判所が無効な取引と認定した契約が定めていた水棲生物資源採取（捕獲）権、または、漁業を管轄する連邦行政機関、その地方機関もしくはロシア連邦構成主体行政機関が、2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防および国家安全の保障にとって戦略的な意義を有する事業体に対する外国投資の実施の手順について」第15条第5項の13および第5項の14にしたがって当該契約書の破棄に関する決定を下したこと、および（もしくは）それに関する通知書を送付したことの結果として停止された水棲生物資源採取（捕獲）権は、上記の株式（持分）がロシア連邦の法の定める手順にしたがってロシア連邦の所有に移転された旨の情報が、連邦資産の管理を担当する連邦行政機関から、漁業を管轄する連邦行政機関、その地方機関および（もしくは）ロシア連邦構成主体行政機関に到着した日から10日以内に、競争入札を実施することなく、当該の国家機関がその権限にもとづき、2004年12月20日付連邦法第166-FZ号「漁業および水生生物資源保護について」にしたがって、これを当該の事業体に引き渡す。当該の国家機関の決定、および当該事業体が水棲生物資源採取（捕獲）権を有することの根拠となる契約は、競争入札を実施することなく、先に下された決定および先に締結された契約において定められていたものと同じ条件を記載して、先に下された決定および先に締結された契約の有効期限満了日を超えない日までを有効期限として、締結される。」。

第6条

2006年7月26日付連邦法第135-FZ号「競争の保護について」（ロシア連邦法令集、2006、No. 31、掲載番号3434；2009、No. 29、掲載番号3601；No. 52、掲載番号6450；2011、No. 27、掲載番号3880；No. 50、掲載番号7343；2013、No. 52、掲載番号6988；2015、No. 41、掲載番号5629；2018、No. 53、掲載番号8440；2021、No. 27、掲載番号5180；2023、No. 1、掲載番号67；No. 29、掲載番号5319；2025、No. 26、掲載番号3512；No. 31、掲載番号4658）第32条第5項第23号に以下の変更を加える：

- 1) 第1段落において、「『国家の安全』。情報」という文言を「『国家の安全』、および（または）当

該事業への従事に必要とされるライセンスその他の文書（契約を含む）を有する。情報」という文言に差し替える；

2) 「b」号において、「支配権者」という文言のあとに「、当該の者が居住許可証またはその他の外国国家における定住権を証明する有効な文書を保有している旨の」という文言を追加し、「その他の国家」という文言のあとに「居住許可証またはその他の外国国家における定住権を証明する有効な文書」という文言を追加する。

第7条

2007年2月9日付連邦法第16-FZ号「輸送の安全について」（ロシア連邦法令集、2007、No. 7、掲載番号837；2011、No. 30、掲載番号4590；2013、No. 30、掲載番号4058；2014、No. 6、掲載番号566；2019、No. 30、掲載番号4134；No. 31、掲載番号4429；2023、No. 1、掲載番号24；No. 14、掲載番号2384；No. 31、掲載番号5813）に以下の変更を加える：

1) 第5条において：

a) 第9項に以下を内容とする文を追加する：

「法人が輸送インフラおよび輸送機器の脆弱性評価実施のための認定を取得することを目的とする場合は、当該の法人に対する外国投資家またはそのグループによる支配権の有無を証明する情報を、ロシア連邦政府が定めた手順にしたがって提出する。」；

b) 第10項の「1および（または）2」という文言を「1～2の1」という文言に差し替える；

2) 第12条の1において：

a) 第9項に以下を内容とする文を追加する：

「法人が輸送安全部隊としての認定を取得することを目的とする場合は、当該法人に対する外国投資家またはそのグループによる支配権の有無を証明する情報を、輸送に関する国家政策の策定および法的規制を担当する連邦行政機関がロシア連邦の安全保障を担当する連邦行政機関および内務に関する国家政策の策定および法的規制を担当する連邦行政機関との間の合意のもとに定める手順にしたがって提出する。」；

b) 第10項に以下を内容とする文を追加する：

「法人が輸送安全保障要員の適格性審査を行う組織としての認定を取得することを目的とする場合、当該法人に対する外国投資家またはそのグループによる支配権の有無を証明する情報を、ロシア連邦政府が定める手順にしたがって提出する。」。

第8条

2008年10月13日付連邦法第173-FZ号「ロシア連邦の財務システムの維持にかかわる追加的措置について」（ロシア連邦法令集、2008、No 42、掲載番号4698；2009、No 29、掲載番号3605；2010、No 31、掲載番号4175；2014、No 30、掲載番号4276；2015、No 29、掲載番号4350；2016、No. 1、掲載番号11；No 27、掲載番号4273；2018、No 31、掲載番号4861；No 49、掲載番号7524；No 53、掲載番号8440；2022、No 16、掲載番号2616）に以下の変更を加える：

1) 以下を内容とする第7の1項を追加する：

「7の1. 公開型株式会社である銀行が発行した、本条第3項および第3項の1に掲げる優先株式から転換された別種の優先株式は、これを取引主催者の取引所取引の場において流通する当該銀行の普通株式に転換することができる。」；

2) 以下を内容とする第8項の1～第8項の4を追加する：

「8の1. 本条第7項の1に掲げる別種の優先株式に対しては、その普通株式への転換にあたって、1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」第32条第3項および1996年4月22日付連邦法第39-FZ号「有価証券市場について」第27条の5の8第2項の要求事項は適用されない。本条第7項の1に掲げる別種の優先株式の転換、転換対象となる株式の数量およびカテゴリー（種類）を含む当該の転換の手順、ならびに当該転換のその他の条件に関する決議は、株主総会が、本条第5項が定める手順にしたがってこれを採択する。

8の2. 本条第7項の1に掲げる別種の優先株式を普通株式に転換する際の転換係数は、当該別種優先株式の転換に関する決議が採択された年度に先立つ会計年度において、当該普通株式が上場銘柄一覧に含まれている取引所取引の結果にもとづいて算定した当該普通株式1株の加重平均価額に対する、当該別種優先株式1株の額面価額の比としてこれを求める。この転換係数を適用した結果として、計算後の当該普通株式の株数に小数点以下の端数が生じる場合は、本条第8項の1に掲げる株主総会決議に、このような普通株式の株数を整数値へ四捨五入するという手順を定めるものとする。ただし、計算後の普通株式の株数が1未満となる場合には、普通株式株数を整数値にする手順として、このような普通株式の数を1株に繰り上げることを定めるものとする。

8の3. 本条第7項の1に掲げる別種の優先株式に対しては、その本条第8項の2にもとづく普通株式への転換にあたって、1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」第37条第1項および第3項の要求事項は適用されない。

8の4. 本条第8項の2にもとづいて追加発行された普通株式の額面価格総額が、当該株式に転換された、本条第7項の1に掲げる別種の優先株式の額面価額総額より小さくなる場合には：

1) 本条第7項の1に掲げる銀行の定款資本金を、本条第8項の2にもとづいて発行された新規の普通株式の額面価額総額と、当該株式に転換された、本条第7項の1に掲げる別種の優先株式の額面価額総額との間の負の差額分だけ、減額する；

2) 本条第7項の1に掲げる別種の優先株式を本条第8項の2にもとづいて普通株式に転換することを通じて定款資本金が減額されることに関連する、本条第7項の1に掲げる銀行の定款の変更および増補を、本条第7項の1に掲げる別種の優先株式を本条第8項の2にもとづいて普通株式に転換する旨の株主総会の決議、ならびに本条第7項の1に掲げる銀行の株主名簿管理機関がロシア銀行に送付する、普通株式の追加発行の結果に関する通知および別種の優先株式の発行にかかわる情報の変更に関する通知（別種の優先株式の消却に関する通知）にのっとって行う；

3) 本条第7項の1に掲げる別種の優先株式が本条第8項の2にもとづいて普通株式に転換されることを通じて本条第7項の1に掲げる銀行の定款資本金が減額されることに対しては、1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」第12条第2項および第3項、第29条、第30条、第72条の規定は適用されない；

4) 本条第8項の2にもとづいて追加発行された普通株式の額面価額総額と、当該株式に転換された、本条第7項の1に掲げる別種の優先株式の額面価額総額との間の差額は、本条第7項の1に掲げる銀行の株式払込剰余金となる。」；

3) 以下を内容とする第10項を追加する：

「10. 本条第7項の1に掲げる別種の優先株式からの転換という方法によって本条第8項の2にもとづく普通株式を発行する場合、当該普通株式の取得および当該の転換に対しては、諸連邦法の以下を行う条項は適用されない：

1) 銀行の株式（持分）にかかわる取引の実行に対する連邦反独占機関の同意取得（連邦反独占機関への

通知送付) の手順を規定する；

2) 本条第7項の1に掲げる別種の優先株式の普通株式への転換を可能にすることおよびその手順の規定に関連して、銀行定款、および本条第7項の1に掲げる別種の優先株式の発行に関する決議への変更および増補を行うことを求める要求事項を定める。」。

第9条

2011年5月4日付連邦法第99-FZ号「特定の事業の許認可について」（ロシア連邦法令集、2011、No. 19、掲載番号2716；2023、No. 1、掲載番号24）第20条の1第10項において、「1および（または）2」という文言を「1～2の1」に変更する。

第10条

2014年12月29日付連邦法第451-FZ号「ロシア連邦の銀行における自然人の預金の保護について」第3条の2および連邦法「ロシア連邦中央銀行（ロシア銀行）について」（ロシア連邦法令集、2015、No. 1、掲載番号4；No. 17、掲載番号2473；2016、No. 27、掲載番号4273；2017、No. 31、掲載番号4759；2018、No. 53、掲載番号8440）第46条に以下の変更を加える：

1) 以下を内容とする第8項の1を追加する：

「8の1. 公開型株式会社である銀行が発行した、本条第1項に掲げる優先株式から転換された別種の優先株式は、これを取引主催者の組織的取引の場において流通する当該銀行の普通株式に転換することができる。」；

2) 以下を内容とする第9項の1～第9項の4を追加する：

「9の1. 本条第8項の1に掲げる別種の優先株式に対しては、その普通株式への転換にあたって、1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」第32条第3項および1996年4月22日付連邦法第39-FZ号「有価証券市場について」第27条の5の8第2項の要求事項は適用されない。本条第8項の1に掲げる別種の優先株式の普通株式への転換、転換対象となる株式の数量およびカテゴリー（種類）を含む当該転換の手順、ならびに当該転換のその他の条件に関する決議は、株主総会が、本条第6項が定める手順にしたがってこれを採択する。

9の2. 本条第8項の1に掲げる別種の優先株式を普通株式に転換する際の転換係数は、当該別種優先株式の転換に関する決議が採択された年度に先立つ会計年度において、当該普通株式が上場銘柄一覧に含まれている取引所取引の結果にもとづいて算定した当該普通株式1株の加重平均価額に対する、当該別種優先株式1株の額面価額の比としてこれを求める。この転換係数を適用した結果として、計算後の当該普通株式の株数に小数点以下の端数が生じる場合は、本条第9項の1に掲げる株主総会決議に、このような普通株式の株数を整数値に四捨五入するという手順を定めるものとする。ただし、計算後の普通株式の株数が1未満となる場合には、普通株式株数を整数値にする手順として、このような普通株式の数を1株に繰り上げることを定めるものとする。

9の3. 本条第8項の1に掲げる別種の優先株式に対しては、本条第9項の2にもとづく普通株式への転換にあたり、1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」第37条第1項および第3項の要求事項は適用されない。

9の4. 本条第9項の2にもとづいて追加発行された普通株式の額面価格総額が、当該株式に転換された、本条第8項の1に掲げる別種の優先株式の額面価額総額より小さくなる場合には：

1) 本条第8項の1に掲げる銀行の定款資本金を、本条第9項の2にもとづいて追加発行された普通株式の額面価額総額と、当該株式に転換された、本条第8項の1に掲げる別種の優先株式の額面価額総額との間の

負の差額分だけ減額する；

2) 本条第8項の1に掲げる別種の優先株式を本条第8項の2にもとづいて普通株式に転換することを通じて定款資本金が減額されることに関連する、本条第8項の1に掲げる銀行の定款の変更および増補を、本条第8項の1に掲げる別種の優先株式を本条第9項の2にもとづいて普通株式に転換する旨の株主総会の決議、ならびに本条第8項の1に掲げる銀行の株主名簿管理機関がロシア銀行に送付する、普通株式の追加発行の結果に関する通知および別種の優先株式の発行にかかわる情報の変更に関する通知（別種の優先株式の消却に関する通知）にのっとり行う；

3) 本条第8項の1に掲げる別種の優先株式が本条第9項の2にもとづいて普通株式に転換されることによって本条第8項の1に掲げる銀行の定款資本金が減額されることに対しては、1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」第12条第2項および第3項、第29条、第30条、第72条の規定は適用されない；

4) 本条第9項の2にもとづいて追加発行された普通株式の額面価額総額と、当該株式に転換された、本条第8項の1に掲げる別種の優先株式の額面価額総額との間の差額は、本条第8項の1に掲げる銀行の株式払込剰余金となる。」；

3) 以下を内容とする第10項の1を追加する：

「10の1. 本条第8項の1に掲げる別種の優先株式からの転換によって本条第9項の2にもとづく普通株式を発行する場合、当該普通株式の取得および当該転換に対しては、諸連邦法の以下を行う条項は適用されない：

1) 銀行の株式（持分）にかかわる取引の実行に対する連邦反独占機関の同意取得（連邦反独占機関への通知送付）の手順を規定する；

2) 本条第8項の1に掲げる別種の優先株式の普通株式への転換を可能にすることおよびその手順の規定に関連して、銀行定款、および本条第8項の1に掲げる別種の優先株式の発行に関する決議への変更および増補を行うことを求める要求事項を定める。」。

第11条

1. 本連邦法は、それが公布された日から90日が経過した時点で発効する。ただし、本連邦法第1条第10項「c」号、第5条、第8条および第10条はこのかぎりではない。

2. 本連邦法第1条第10項「c」号、第5条、第8条および第10条は、本連邦法が公布された日を以て発効する。

3. 2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防および国家安全の保障にとって戦略的な意義を有する事業体に対する外国投資の実施の手順について」第15条第5項の17および2004年12月20日付連邦法第166-FZ号「漁業および水生生物資源保護について」第11条第4項の規定の効力は、外国投資実施監督を担当する連邦行政機関（以下、「管轄機関」）が発行した2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防および国家安全の保障にとって戦略的な意義を有する事業体に対する外国投資の実施の手順について」第15条第5項の8に掲げる判定書の対象である事業体の定款資本金の一部をなす議決権付き株式（持分）の75%超が、2025年1月1日よりあとに法的に発効した裁判所の決定にもとづいてロシア連邦の国庫に没収されたこと、および管轄機関が発行した判定書の対象である事業体の定款資本金の一部をなす議決権付き株式（持分）の75%超が2025年1月1日よりあとに無償でロシア連邦の所有に引き渡されたことに関連して発生した諸関係に対して適用される。

4. 2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防および国家安全の保障にとって戦略的な意義を有する事業体に対する外国投資の実施の手順について」第6条第40項の1または第40項の2が定める事業に従事する法

人の定款資本金の一部をなす議決権付き株式（持分）にもとづく議決権総数の5%以上を直接または間接に処分する権利を、本連邦法発効日時点において保有している外国投資家、または当該外国投資家が属するグループ（以下、「そのグループ」）は、本連邦法の発効日から180日以内に、ロシア連邦政府が定める手順にしたがって、当該の権利を保有する旨の情報を管轄機関に提出しなければならない。

5. 本条第4項に掲げる法人の定款資本金の一部をなす議決権付き株式（持分）にもとづく議決権総数の50%超を直接または間接に処分する権利を、本連邦法発効日時点において保有している外国投資家またはそのグループは、本連邦法の発効日から365日以内に、次に掲げる行為のうちのいずれか一つを行わなければならない：

1) 2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防および国家安全の保障にとって戦略的な意義を有する事業体に対する外国投資の実施の手順について」（本連邦法にもとづく改訂版）が定める手順にしたがって、当該法人に対する支配権が成立することに対する合意を求める請願書を提出する；

2) 外国投資家またはそのグループが保有する当該法人の株式（持分）の一部を譲渡し、それによって、当該法人の定款資本金の一部をなす議決権付き株式（持分）にもとづく議決権総数のうち、当該外国投資家またはそのグループが直接または間接に処分する権利を有する部分の割合を50%以下とする。

6. 外国投資家またはそのグループが本条第4項に掲げる要求事項に違反した場合、裁判所は管轄機関の訴えにもとづいて、当該外国投資家またはそのグループが本条第4項に掲げる要求事項を適切に履行した旨の管轄機関からの情報を当該外国投資家またはそのグループが受領する日まで、本条第4項に掲げる法人の株主（出資者）総会における議決権を当該外国投資家またはそのグループから剥奪する決定を下す。この場合、当該外国投資家またはそのグループに帰属する議決権は、当該法人の株主（出資者）総会における定足数の算定および当該法人の株主（出資者）総会における投票数の計算にあたって考慮されない。

7. 外国投資家またはそのグループが本条第5項に掲げる要求事項に違反した場合、裁判所は管轄機関の訴えにもとづいて、本条第4項に掲げる法人の株主（出資者）総会における議決権を当該外国投資家またはそのグループから剥奪する決定を下す。当該法人の株主（出資者総会）における議決権が裁判手続きによって外国投資家またはそのグループから剥奪された場合、当該外国投資家またはそのグループに帰属する議決権は、当該法人の株主（出資者）総会における定足数の算定および当該法人の株主（出資者）総会における投票数の計算にあたって考慮されない。

8. 本条第5項に掲げる外国投資家またはそのグループは、本条第4項に掲げる法人に対する当該外国投資家またはそのグループの支配権が成立することへの、本条第5項第1号にしたがって提出した請願書によって求めた合意を拒否された場合、当該法人に対する当該投資家またはそのグループの支配権が成立することへの、当該請願書によって求められた合意を拒否する旨の決定を管轄機関が当該外国投資家またはそのグループに対して送付した日から3カ月以内に、自らのもとに残る株式（持分）が、当該法人の定款資本金の一部をなす議決権付き株式（持分）に伴う議決権総数の50%超を直接または間接に処分する権利が自らに与えられない数になるまで、自らが保有する当該法人の株式（持分）の一部を譲渡しなければならない。当該の要求事項が履行されなかった場合は、管轄機関の訴えにもとづく裁判手続きによって、当該外国投資家またはそのグループから当該法人の株主（出資者）総会における議決権を剥奪し、当該外国投資家またはそのグループに帰属する議決権は、当該法人の株主（出資者）総会における定足数の算定および当該法人の株主（出資者）総会における投票数の計算にあたって考慮されない。

ロシア連邦大統領

V. プーチン

モスクワ、クレムリン

2026年3月8日 第51-FZ号